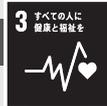


子宮頸がんワクチンを自費で受けた方へ 費用の償還について



HPV(子宮頸がん)ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種(予防接種法に基づき市町村が実施主体となって行う予防接種)の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてHPV(子宮頸がん)ワクチンの接種を自費で受けた方に対して、費用の償還払いを行います。

対象者

以下の全ての要件を満たす方が対象です。ただし、他の地方公共団体で、すでにHPV(子宮頸がん)ワクチンの任意接種について助成を受けたことがある方は除きます。

- ◆ 平成9年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの女子
- ◆ 令和4年4月1日時点で町に住民登録されている方
- ◆ 16歳となる日の属する年度の末日までに、当該予防接種を定期接種として3回接種していないこと
- ◆ 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で、サーバリックス(2価ワクチン)またはガーダシル(4価ワクチン)を自費で接種していること
- ◆ 償還払いを受けようとする接種回数について、キャッチアップ接種を受けていないこと

手続き方法

下記の申請書および添付書類を保健センターに提出してください。

1. ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書
2. 申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
3. 被接種者の本人確認書類(申請者と被接種者が異なる場合に必要です。)
4. 接種費用の支払いがわかる領収書の原本
5. 被接種者の接種記録が確認できる母子手帳、予防接種済証または接種済みの記録がある予診票の写し
6. 償還払いを希望する振込金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し

償還額

実費相当額(最大3回接種分まで)

領収書の原本が提出できない場合、町で定めた額を償還払いします。

申請期限

令和7年3月31日 ※申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。保健センターにお問い合わせください。



◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線511) 直通75-6230

はっらっ健康講演会

事前申込制
☎75-6230

私たちのからだを正常に維持してくれる縁の下の力持ちは腎臓です。

腎臓はかなり悪くなるまで自覚症状が現れません。今から腎臓を守るための予防方法を学び、健康を維持してくれるからだについて考える機会として、是非ご参加ください。

簡単ヘルスチェック、保健師による健康相談、減塩コーナー、歯科医師会コーナーもありますので、ご利用ください。

日時 11月26日(土) 午後2時から (開場は午後1時~3時30分)

会場 坂城テクノセンター

演題 腎臓を守る 講師 信州上田医療センター腎臓内科 高橋寧史先生

◎申込・問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線511) 直通75-6230